

【参考】 居宅介護支援事業所向け Q & A

問1 住宅改修の複数事業者からの見積書の取得について、申請の際には複数の見積書を必ず提出しなければならないのか。

(答) 国は、住宅改修に係る工事費用の適正化のために複数の施工業者による相見積りの取得を勧奨しており、その点についてこの度介護支援専門員が被保険者に対して説明することを義務化したところです。しかしながら、相見積りを取得することについては最終的に被保険者自身の選択に委ねられており、必ず取得しなければならないもの（被保険者としての義務）ではありません。申請時においては、最終的に選定した施工業者からの見積書のみを提出してください。

問2 住宅改修について複数事業者から見積もりを取るよう被保険者に対して説明したことを、経過記録等に残したほうが良いのか。

(答) 説明について義務化されている以上、経過記録等に記載することで記録化しておくことが望ましいと考えます。また、この度の申請書類の様式変更において「住宅改修着工申請書」の下段にチェック欄を設けましたので、被保険者によるチェック（レ点）と押印についても忘れずをお願いします。

問3 令和2年9月以降、見積書については市が指定する見積書の様式でないと受け付けてもらえないのか。

(答) 原則として市の指定する様式を用いてもらうこととしますが、事業者所定の様式であっても、市の様式に準じたものであれば受け付けは可能です。但し、必要項目が無い場合は差替えを求めることがあります。

問4 今回の申請書類の一部様式変更について、住宅改修の施工業者に対しても周知をしているのか。

(答) 御所市において介護保険に係る住宅改修の実績が一定以上ある事業者に対して、郵送により通知を行います。但し、実績が無い場合もしくは少ない場合は通知を行いませんので、ホームページにおいて広く周知を図ります。